

# 審 議 内 容

## ■経緯

平成 23 年 3 月 17 日に開催予定の「第 15 回屋外広告物審議会」は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東北地方太平洋沖地震」の影響で開催延期となり、その後の日程調整も目処が立たなかったため、審議会会長と協議の上、事務局による各委員の訪問と諮問案件の説明及び意見等の集約を行い、これをもって審議にかえることとなった。

なお、訪問日程は別紙のとおりである。

## ■諮問案件

1) 条例第 7 条第 1 項第 3 号にかかる区域の変更について

- ・山中湖村、北杜市、南アルプス市、忍野村における景観計画区域内における規制地域の変更

2) 条例第 6 条第 1 項第 12 号の規定による路線の指定について

- ・国道 137 号「河口湖 2 期バイパス」、県道富士河口湖芦川線「若彦バイパス」、県道八ヶ岳公園線の屋外広告物禁止地域の指定

## ■意見

### 【箕浦会長】

- 諮問案件 1、2 とも市町村の要望により規制を強化するということか。  
(事務局) 市町村の要望です。
- 市町村の要望ということであれば、諮問案件に異議はありません。

### 【斉藤委員】

- 案件 1 の県道北杜八ヶ岳公園線については、なぜこの時期に指定するのか。  
(事務局) 路線の開通から年月は経っているが、この度、北杜市が景観計画を策定することとなったため、これを契機に規制を強化すべきとの考えが出されたからです。
- 諮問案件に了承します。

**【三好委員】**

- 諮問案件1において、第2種許可地域と第1種許可地域の基準の違いはどの程度なのか。

(事務局) (自家用看板の高さ及び案内看板の面積を例に説明。)

- 諮問案件2において、第2種許禁止地域とはどのようなレベルの規制なのか。

(事務局) (自家用看板の面積、案内看板を例に説明。)

- 市町村が良いと言うことであれば、諮問案件に異議はありません。

**【鈴木委員】**

- 市町村の要望ということであれば、特に反対意見はなく、諮問案件に了承します。

**【若狭委員】**

- 諮問案件に了承します。

**【渡辺委員】**

- 諮問案件に了承します。

**【佐藤委員】**

- 諮問案件1、2とも、住民、事業者への周知を徹底して頂きたい。

(事務局) 了解しました。

- 諮問案件に反対意見はなく、了承します。

- その他の意見として、最近モーター看板の是正指導が集中的に行なわれたが、違反物件は全て撤去ではなく、基準内に改善させる等の是正指導もあって良かったのではないかと感じている。

(事務局) 意見として承ります。

**【原田委員】**

- 諮問案件に了承します。

**【菅沼委員】**

- 諮問案件に了承します。

**【田中委員】**

- 諮問案件2の規制幅200mの根拠は何なのか。

(事務局) 高速道路のような高架道路は遠くまで見渡せるため通常500mの規制で行なっているが、今回は平面道路であるため、200mの規制で効果は十分と判断したところです。

- 今後は、同じ路線の規制区間中においても、現場状況に応じた規制幅で実施することも検討して良いのではないか。

(事務局) 今後指定する場合の参考意見として承りたい。

- 諮問案件に了承します。

**■ 審議結果**

委員意見について取りまとめて会長に報告したところ、別添答申書のとおり、県の諮問案件1, 2について異議がない旨が答申された。